

事業系一般廃棄物と産業廃棄物



事業系廃棄物の中でもさらに分類が…。

難しく考えないで、具体例を見ていきましょう。



事業系一般廃棄物と産業廃棄物の違い

事業系一般廃棄物

(事業ごみ)



産業廃棄物以外のごみ

事業活動に伴って生じた廃棄物で、産業廃棄物以外のものをいいます。ほぼ全ての廃棄物を指すようにも思えますが、分別を徹底すれば、事業系一般廃棄物に該当するごみは、食べ残した物やリサイクルできない紙程度にとどまります。

産業廃棄物



産業廃棄物として定められたもの

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類など21種類のをいいます。さらに、この中でも、爆発性、毒性、感染性などのあるものが特別管理産業廃棄物として定められており、それぞれ管理や処理の方法が異なります。

P6



産業廃棄物が排出されない事業所はない

事業所で使う機器や薬品、引き出しの中のペンやホッチキスも産業廃棄物に当たります。産業廃棄物は、どのような事業所からでも必ず排出されるもので、事業所の規模や排出量は関係ありません。また、事業系一般廃棄物と産業廃棄物はそれぞれに処理を行うための契約が必要です。

産業廃棄物って事務所でも出るんだ…。



廃棄物の処理を委託する場合は、事業系一般廃棄物と産業廃棄物それぞれに処理を行うための契約が必要です!!

P18,19

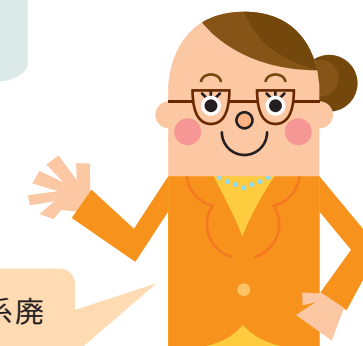


ただし君の質問 その1

P8・9

お昼に食べたコンビニ弁当の容器やジュースの缶は家庭ごみですか？

事業所から出るごみは、全て事業系廃棄物だと覚えてね。



では、この弁当の容器は、プラスチックなので、産業廃棄物になるんですか？

そうよ。容器はきれいに洗ってから分別してね。ちなみに、食べ残した物やお茶殻は事業系一般廃棄物になるのよ。

